

## ■主観的事項に係る評価項目について

南相馬市内に本社がある方が対象となります。

格付けの際の審査事項の対象となりますので、該当の有無に関わらず『主観的事項審査申請書』を作成のうえ提出してください。

審査基準日は、令和6年7月1日とする。ただし、申請書の提出日までに内容確認が可能な場合においては対象とする場合もある。

### 評価項目 No.1 地域貢献活動・ボランティア活動等の実績

- (1) 南相馬市内において過去2年以内に、奉仕活動や地域との協働活動等への協力、対価を伴わない自主的非営利活動への参加など、地域貢献活動の実績があること。

※活動内容のわかる資料（新聞や地区広報誌等の記事、活動時の写真等）を『地域貢献活動報告書』として提出すること。

※組合等の複数の活動ではなく、事業所単体での活動に限る。

### 評価項目 No.2 消防団への協力

次の(1)又は(2)に該当するもの

- (1) 審査基準日現在で南相馬市消防団協力事業所の認証を受けていること。

- (2) 消防団協力事業所の認定は受けていないが、南相馬市内の消防団に1年以上所属する団員を従業員（常勤の職員）として雇用していること。

※従事する業務の区分は問いません。（技術職又は事務職、どちらも可。）

※有期雇用の職員やパート・アルバイト、日雇い、派遣社員等は対象外とします。

### 評価項目 No.3 福島県次世代育成支援企業認証

「働く女性応援」中小企業認証、又は「仕事と生活の調和」推進企業認証

- (1) 福島県で認定しているものに限りません。また、審査基準日において認証が有効であること。

#### **評価項目 No.4 障がい者の雇用**

次の（１）又は（２）に該当するもの

##### （１）法定事業主の場合

- ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、常時雇用する労働者に障害者の法定雇用率を乗じて得た数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用していること。
- ②その対象となる障がい者を審査基準日において雇用していること。

##### （２）法定外事業主の場合

- ①障がい者雇用の義務のない事業主（以下「法定外事業主」という。）で、身体障害者又は知的障害者を雇用していること。
- ②その対象となる障がい者を審査基準日において雇用していること。

#### **評価項目 No.5 新卒者の雇用**

- （１）新卒者を従業員（常勤の職員）として採用し、審査基準日現在で継続して雇用していること。

※新卒者は、学校教育法に規定する高等学校、大学(大学院又は短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を、審査基準日の3年前の年度の4月1日（令和3年4月1日）以降に卒業した者とする。

※従事する業務の区分は問いません。（技術職又は事務職、どちらも可。）

※有期雇用の職員や、パート・アルバイト、日雇い、派遣社員等は対象外です。

#### **評価項目 No.6 協力雇用主制度の登録**

- （１）犯罪や非行歴等のある方を積極的に雇用し、その更生を支援する取り組みとして、事業者登録を受けていること。

#### **評価項目 No.7 ふくしま健康経営優良事業所の認定**

- （１）従業員の健康づくりを図る「健康経営」に力を入れる企業の取り組みとして、ふくしま健康経営優良事業所に認定されていること。

#### **評価項目 No.8 災害応急対策等の防災協定の締結**

- （１）南相馬市と災害応急対策等の防止協定を締結している事業者・団体等。